

平成 26 年 5 月 27 日

各位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号会 社 名 株式会社アエリア 代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介 (コード番号:3758) 問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明 電 話 番 号 03-3587-9574 (URL http://www.aeria.jp/)

# 当社取締役、監査役及び従業員に対する新株予約権(有償ストックオプション)の 発行に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条1項、第238条1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき、以下のとおり、当社取締役、監査役、及び従業員に対して、有償ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

#### 1. 新株予約権を発行する目的

当社は、本新株予約権について、当該取締役、監査役、及び従業員が有償で取得し、権利行使価額を時価よりも相当程度高い価額に設定しております。これにより、当社取締役の権利行使価額を株価の目標値とする自信を株主の皆様へお示しし、当社取締役の当該目標値の達成に向けた意欲を一段と高めるとともに、当該目標が達成され、株主の皆様がご納得いただける環境の下でのみ本新株予約権の行使が行われることを想定とし、本新株予約権の発行を決議いたしました。各新株予約権の回次については、権利行使価額は同一としており、付与対象者につきましても、各回次全てにおいて、当社取締役、監査役、及び従業員としております。一方、新株予約権の個数、払込期日、及び新株予約権の発行価額等につきましては、各回次に異なった設計としております。

なお、第8回乃至第11回新株予約権の目的とする株式の数の合計は、283,000株であり、本日現在における当社の発行済株式総数の5.34%であり、本新株予約権の発行の目的である当社取締役、監査役、及び従業員の目標株価への達成に対する意識の向上を図るためには合理的な数値であると考えております。

2. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、それぞれ次のとおりとなります。なお、当該金額は、当社と利害関係取引のない第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等(権利行使期間、権利行使価額、対象となる株式の数、当社株式のボラティリティ)を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を換算して、算定価額を上回る価額に決定したものであります。

第8回新株予約権 1,246円

第9回新株予約権 1,442円

第 10 回新株予約権 1,542 円

第 11 回新株予約権 1,630 円

# 3. 新株予約権の発行要領

「第8回新株予約権〕

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により 当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する 数は 100 株とする。

(2)本新株予約権の総数

280 個

(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

額の適用時期については、次に定めるところによる。

本新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、 2,500 円とする。なお、行使価額は第(4)項によって調整されることがある。

- (4) 行使価額の調整
  - ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を 生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」 という。)をもって行使価額を調整する。

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価
  - i. 本項第3号ii. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通

株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。) に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合
  - 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)、または本項第③号ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日 以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権 付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の 確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で 請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して 算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

iv. 本号 i . 乃至iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i . 乃至iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)

調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
  - ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。
  - iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、また、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号ii. の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - i.株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - iii. 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号iv.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権の権利行使期間
  - 本新株予約権者は、平成 26 年 6 月 28 日から平成 29 年 6 月 27 日までの間(以下「行使期間」 という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。
- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権者は、割当日から平成29年6月27日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が5営業日連続して3,500円を上回った場合に、上回った日より15日経過した時点以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。
    - なお株価水準の3,500円は、平成26年3月10日に発行致しました、第5回新株予約権(行使価格2,500円)、第6回新株予約権(行使価格3,500円)、第7回新株予約権(行使価格4,500円)の行使価格の中央値である第6回新株予約権の行使価格を採用しており、株価上昇時に新株予約権の行使制限を付すことにより新株予約権の行使促進を進めることを目的としています。
  - ②新株予約権の割り当てを受けた者は、退職等で従業員の地位を喪失した場合も(かかる地位の喪失を以下「退職」という。)、権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、

上記 (5)に定める期間を超えることはできない。

- ③新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

#### (7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の5営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、無償で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 本新株予約権の行使請求および払込の方法
  - ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第(12)項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
  - ②本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。
- (10)本新株予約権行使の効力発生時期等
  - ①本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新 株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日ま たは新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方 の日を意味するものとする。
  - ②当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (11)新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12)本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(13)剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

- (14)各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり1,246円
- (15)本新株予約権の払込金額の総額 348,880 円
- (16)本新株予約権の割当日 平成 26 年 6 月 13 日
- (17)本新株予約権の払込期日平成 26 年 6 月 27 日
- (18)新株予約権の割当てを受ける者及び数当社従業員 28名 280個
- (19) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額 資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1 の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとす る。

## 「第9回新株予約権]

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は 100 株とする。

(2)本新株予約権の総数

850 個

(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、 2.500 円とする。なお、行使価額は第(4)項によって調整されることがある。

- (4) 行使価額の調整
  - ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を 生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整 式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整 後<br/>行使価額既発行 + 交付株式数 × 1株当たりの払込金額時価<br/>既発行株式数 + 交付株式数

②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

i.本項第③号ii.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。) に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)、または本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日 以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権 付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の 確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で 請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して 算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

iv. 本号 i. 乃至iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i. 乃至iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

# (調整前行使価額-調整後行使価額)

調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数

# 株式数 =

## 調整後行使価額

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
  - ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。
  - iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、また、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号ii. の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - i.株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - iii. 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ 書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用 の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号iv. の場合その他 適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれ を行う。
- (5) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成26年6月28日から平成29年6月27日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割り当てを受けた者は、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の 取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合も(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、 権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、上記(5)に定める期間を超 えることはできない。
  - ②新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することが

できる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡 した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継 者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

### (7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の5 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 本新株予約権の行使請求および払込の方法
  - ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第(12)項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
  - ②本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。
- (10)本新株予約権行使の効力発生時期等
  - ①本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新 株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日ま たは新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方 の日を意味するものとする。
  - ②当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (11)新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12)本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(13)剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

(14)各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり1,442円

(15)本新株予約権の払込金額の総額

1,225,700 円

- (16)本新株予約権の割当日平成26年6月13日
- (17)本新株予約権の払込期日 平成 26 年 6 月 27 日
- (18)新株予約権の割当てを受ける者及び数当社取締役及び監査役 7名 850 個
- (19) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額 資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の 1の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものと する。

#### 「第10回新株予約権]

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。) する数は 100 株とする。

(2)本新株予約権の総数

850個

(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、2,500円とする。なお、行使価額は第(4)項によって調整されることがある。

- (4) 行使価額の調整
  - ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を 生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整 式」という。)をもって行使価額を調整する。

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - i.本項第③号ii.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。) に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合
  - 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第③号ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日 以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権 付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の 確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で 請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して 算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

iv. 本号 i. 乃至iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i. 乃至iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)

調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数

株式数

#### 調整後行使価額

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
  - ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の 直近売買価格とする。
  - iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、また、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号ii. の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - ④本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - i.株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - iii. 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使 価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ⑤本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ 書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の 日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号iv. の場合その他適用 の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行 う。
- (5) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成27年6月28日から平成30年6月27日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割り当てを受けた者は、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の 取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合も(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、 権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、上記(5)に定める期間を超 えることはできない。
  - ②新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
  - ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の5 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (9) 本新株予約権の行使請求および払込の方法
  - ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第(12)項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
  - ②本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。
- (10)本新株予約権行使の効力発生時期等
  - ①本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。
  - ②当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (11)新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12)本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(13)剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

(14)各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり1.542円

- (15)本新株予約権の払込金額の総額1,310,700 円
- (16)本新株予約権の割当日平成 26 年 6 月 13 日
- (17)本新株予約権の払込期日 平成 27 年 6 月 27 日
- (18)新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び監査役 7名 850 個

(19) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額 資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1 の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとす る。

#### [第11回新株予約権]

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により 当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。) する 数は 100 株とする。

(2)本新株予約権の総数

850 個

(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、2,500円とする。なお、行使価額は第(4)項によって調整されることがある。

- (4) 行使価額の調整
  - ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を 生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整 式」という。)をもって行使価額を調整する。

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - i.本項第③号ii.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。) に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株 式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合 は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)、または本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日 以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権 付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の 確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で 請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して 算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

iv. 本号 i . 乃至iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i . 乃至iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額-調整後行使価額)

調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数

株式数 =

#### 調整後行使価額

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
  - ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の 直近売買価格とする。
  - iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生 日)がある場合はその日、また、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合 は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数か ら、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号 ii.

の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - i.株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - iii. 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使 価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ 書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の 日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号iv. の場合その他適用 の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行 う。
- (5) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成28年6月28日から平成31年6月27日までの間(以下「行使期間」 という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割り当てを受けた者は、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の 取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合も(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、 権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、上記(5)に定める期間を超 えることはできない。
  - ②新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
  - ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の5 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

- (8) 新株予約権の譲渡制限
  - 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする
- (9) 本新株予約権の行使請求および払込の方法

- ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第(12)項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
- ②本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。
- (10)本新株予約権行使の効力発生時期等
  - ①本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新 株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日ま たは新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方 の日を意味するものとする。
  - ②当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (11)新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12)本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(13)剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

(14)各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり1,630円

(15)本新株予約権の払込金額の総額

1,385,500 円

(16)本新株予約権の割当日

平成 26 年 6 月 13 日

(17)本新株予約権の払込期日

平成 28 年 6 月 27 日

(18)新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び監査役 7名 850 個

(19) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額 資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1 の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとす る。

以上